

令和3年8月
広域防災局

関西防災・減災プランの概要

1 関西防災・減災プランの策定目的等

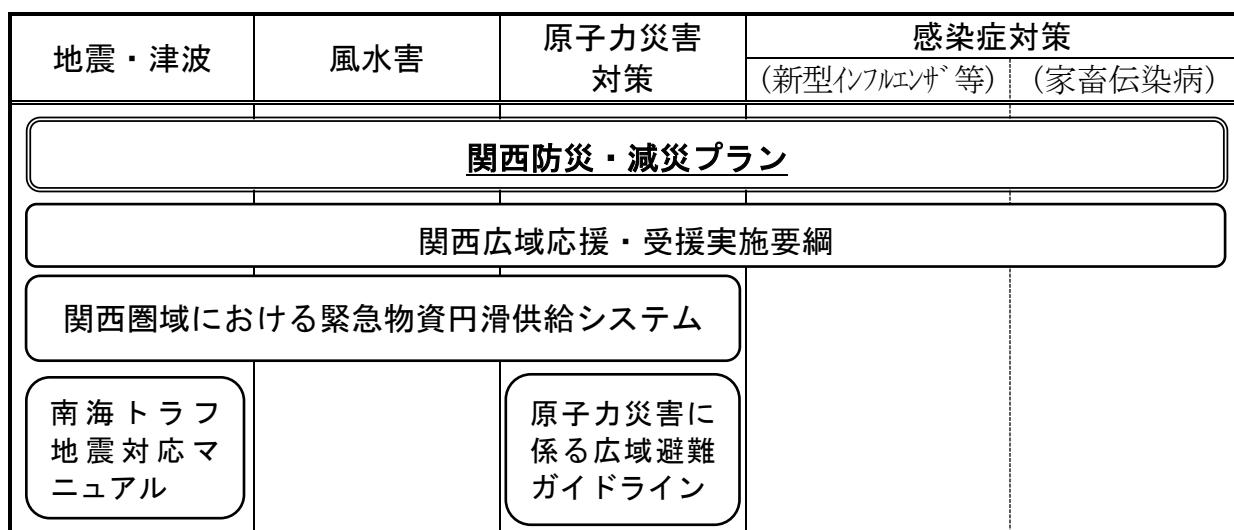
- ① 「関西防災・減災プラン」（以下「プラン」という。）は、関西全体の安全・安心を向上させ、世界の防災・減災モデル「関西」を実現することをめざし、南海トラフ地震等の大規模広域災害に対して、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めるものである。
- ② 構成府県及び政令市は、プランと地域防災計画との整合性に十分留意し、プランの実効性を確保する。
- ③ 構成府県は、管内市町村に対して、プランに基づき、応援・受援体制が整備されるよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。

2 プランの策定・改訂状況

| 区分 | | 策定 | 改訂 | R3年度見直し |
|------------------------------------------------|------------------------|---------|--------------------|---------|
| 関 西 防 災 ・ 減 災 プ ラ ン | 総則編、地震・津波災害対策編 | 平成24年3月 | 平成29年11月 令和2年3月 | ○ |
| | 風水害対策編 | 平成26年6月 | 令和2年3月 | ○ |
| | 原子力災害対策編 | 平成24年3月 | 平成25年6月 平成31年3月 | ○ |
| | 感染症対策編 (新型インフルエンザ等) | 平成26年6月 | | ※ |
| 感染症対策編 (家畜伝染病) | (家畜伝染病) | 平成26年6月 | 令和3年2月 | |

※感染症対策編(新型インフルエンザ等)は、感染の終息後、政府や構成府県市の検証等も踏まえつつ、適切な時期に改訂

[関西広域連合の防災計画等の体系]



3 対象となる災害

被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

| 災害区分 | 具 体 例 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震・津波災害 | <ul style="list-style-type: none">・南海トラフ地震などの海溝型地震・生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 |
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none">・伊勢湾台風級の台風の大坂湾等への接近による高潮災害・琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 |
| 原子力災害 | <ul style="list-style-type: none">・原子力発電所事故 |
| 感染症 | <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザのまん延・高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫等のまん延 |

4 プランの特徴

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン

阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきた経験と教訓、東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震等の支援を通じて見えた課題等を踏まえたプランとする。

(2) 府県民にわかりやすいプラン

一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。

(3) 充実・発展型のプラン

南海トラフ地震のような広域的な地震・津波災害をはじめ多岐に渡る災害の発生が懸念されることから、それぞれの災害への対応について、新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不斷の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。